

■ 4条1項11号

不服 2023-012390

<本願商標>

「よろず牛」(標準文字)

第29類「牛肉, 牛肉製品」

<結論>

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

よろず

引用商標：

第29類「ミネラル類・ビタミン類を主成分とするタブレット状・ペースト状・ゼリー状・液状・粉末状・顆粒状・カプセル状の加工食品, 食肉, 卵, 食用魚介類(生きているものを除く。), 冷凍野菜, 冷凍果実, 肉製品, 加工水産物, 加工野菜及び加工果実, 油揚げ, 凍り豆腐, こんにゃく, 豆乳, 豆腐, 納豆, 加工卵, カレー・シチュー又はスープのもと, お茶漬けのり, ふりかけ, なめ物」及び第30類の指定商品

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

本願商標は、・・・、「よろず牛」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字は、同書、同大、等間隔で、まとまりよく一体に表され、該文字から生じる「ヨロズウシ」又は「ヨロズギュー」の称呼も、格別冗長というべきものでなく、無理なく一連に称呼し得るものである。

ところで、近年、農産物を取扱う業界においては各種製品のブランド化が進められているところ、牛や牛肉についても例外ではなく、いわゆる「銘柄牛」や「ブランド牛」(以下これらをまとめて「ブランド産品」という場合がある。)等として市場に多数流通しているものであるが、これらのブランド産品が生産、販売される際には、「〇〇牛」や「〇〇和牛」という表示を用いることが少なくない。

そうすると、「よろず牛」の文字からなる本願商標は、これに接する取引者、需要者、とりわけ牛や牛肉製品に係る取引者、需要者をして、該文字全体として「銘柄牛」や「ブランド牛」の一種を表したものと理解、認識されるものとみるのが相当である。

してみれば、本願商標は、その構成文字全体として「銘柄牛などの一種（の名称）」の意味合いを認識する一体不可分のものであり、その構成中「よろず」の文字部分を分離、抽出し、該文字部分を他人の商標と比較すべきものではないといわなければならない。

したがって、本願商標の構成中「よろず」の文字部分を分離、抽出し、その上で本願商標と引用商標とが類似するものであるから、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「**よろず牛**」は、その構成文字全体として「銘柄牛などの一種（の名称）」の意味合いを認識する一体不可分のものであり、その構成中「よろず」の文字部分を分離、抽出し、該文字部分を他人の商標と比較すべきものではないから、引用商標「**よろず**」とは非類似の商標であると判断されました。

本願商標の指定商品が「牛肉、牛肉製品」であることを踏まえると、「よろず牛」の「牛」の部分は自他商品の識別標識としての機能を果たし得ないから、それを除く「よろず」が要部になるとするのが、スタンダードな考え方といえます。実際、審査段階では、このように考えられた結果、両商標が類似すると判断されたのでしょう。

一方で、審決では、「牛肉、牛肉製品」について「〇〇牛」や「〇〇和牛」と称したブランド産品が多数流通している実情を捉え、これらの名称全体として「銘柄牛」や「ブランド牛」の一種を表したものと理解・認識されるものであるから、本願商標「よろず牛」も同様に一体不可分のものとして、他の商標との類否が比較されるべきであるとしています。その結果、両商標は非類似と判断された次第です。

なお、以前にご紹介した審決（**不服 2022-016165**）でも、「**白銀ポーク**」と「**白銀**」が非類似と判断された事件があります。

近年の審決の傾向を見ても、「〇〇」と「〇〇牛」、「〇〇ビーフ」、「〇〇ポーク」等といった商標は、本事件のように非類似と判断される流れにあるといえそうです。

もつとも、このような審決があるからといって、必ずしも同様の判断がなされるとは限らない点には、くれぐれも注意をする必要があるでしょう。「〇〇」に該当する語の著名性や造語性、実際の取引の実情等によっては、異なった判断がされることも十分に考えられます。

商標調査や商標相談などにおいては、やはり原則的な考え方に基づいた上で、登録可能性や使用可能性を検討すべきだと思います。

(弁理士 永露 祥生)

< 2024年7月22日 >